

○ 特定非営利活動促進法（平成十年法律第七号）

（附則第三十条第十三号関係）

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
<p>（定款）                      第十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 <u>社会福祉法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人</p> <p>五 （略）</p>	<p>（定款）                      第十一条（略）</p> <p>2 （略）</p> <p>3 第一項第十一号に掲げる事項中に残余財産の帰属すべき者に関する規定を設ける場合には、その者は、特定非営利活動法人その他次に掲げる者のうちから選定されるようにしなければならない。</p> <p>一〜三 （略）</p> <p>四 <u>社会福祉事業法</u>（昭和二十六年法律第四十五号）第二十二条に規定する社会福祉法人</p> <p>五 （略）</p>